



自転車乗車用ヘルメット購入で 2,000円を補助 します!!

郵送は
必着!!

申請期間

令和8年4月1日(水) から 令和9年3月31日(水) まで

※予算額に達した場合は、予定より早く終了することがあります。

補助対象

- ・申請者と利用者が 市内在住
- ・令和8年4月1日(水)以降に購入したヘルメット
- ・SGマークなどの安全基準を満たす 税込2,000円 以上のヘルメット
- ・インターネット購入 も対象
- ・令和6・7年度に利用者として補助金の交付を受けた方は 対象外

事業詳細

詳しくは 市ホームページへ ▶▶▶

船橋市 自転車 ヘルメット 補助金

検索



＼ 自転車乗車時は必ずヘルメットをかぶろう ＼

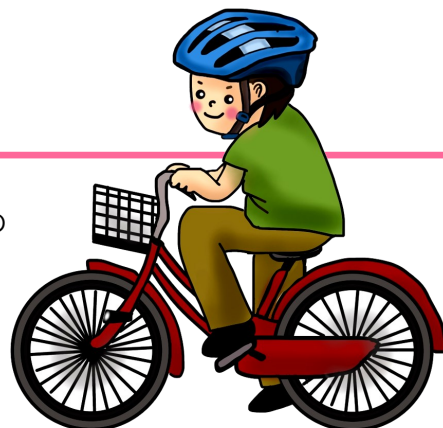
千葉県内で令和3年から令和7年に自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。

＼ 自転車保険に加入しよう ＼

千葉県では自転車保険への加入が義務化されています。

＼ 青切符制度が導入、ルールを守ろう ＼

令和8年4月1日より自転車にも交通反則通告制度(青切符)が導入されました。



船橋市市民安全推進課 自転車ヘルメット担当

受付時間 平日9時から17時まで ☎047-436-8854(専用ダイヤル)

申請方法

オンラインでの申請 ▶▶ 市ホームページからアクセス(表面参照)

窓口での申請 ▶▶ 船橋市役所別館2階 自転車ヘルメット専用窓口にお越しください。
△ 窓口での申請の場合は、必ず認印をご持参ください。

郵送での申請 ▶▶ 〒273-8501 船橋市市民安全推進課自転車ヘルメット担当 宛に郵送

必要書類

□ 申請書 ※オンラインでの申請の場合は不要

窓口や郵送での申請の場合は、申請書に押印が必要です。

訂正箇所は二重線を引き申請印と同じものを押印してください。

申請書は、4月1日以降に受付窓口や出張所・連絡所・船橋駅前総合窓口センターで配布します。

市ホームページからダウンロードして印刷することもできます。

□ 添付書類(写しで可)

① 補助金申請者の本人確認書類(有効期限内) ※市内在住者に限る ※窓口は提示でも可
補助金申請者の(1)氏名、(2)住所、(3)生年月日が確認できる、公的機関が発行したもの
例 ▶▶ マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)

② ヘルメット利用者の本人確認書類(有効期限内) ※市内在住者に限る ※窓口は提示でも可
ヘルメット利用者の(1)氏名、(2)住所、(3)生年月日が確認できる、公的機関が発行したもの
例 ▶▶ マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)、船橋市子ども医療費助成受給券
※申請者と利用者が同一である場合、本人確認書類の提出は1枚で可。

③ 補助金申請者名義の振込先口座確認書類

(1)金融機関名、(2)支店名(支店番号)、(3)口座番号、(4)口座名義(カタカナ)が確認できるもの
例 ▶▶ 通帳(見開きページに記載があります)、キャッシュカード、Web通帳のスクリーンショット

④ 購入日、購入金額、購入商品がわかるもの

購入日が令和8年4月1日以降かつ購入金額が税込2000円以上

例 ▶▶ 領収書、レシート、注文詳細のスクリーンショット(インターネット購入の場合)

⑤ 自転車ヘルメットの安全基準の認証が確認できるもの

例 ▶▶ ヘルメットについている安全認証マークの写真

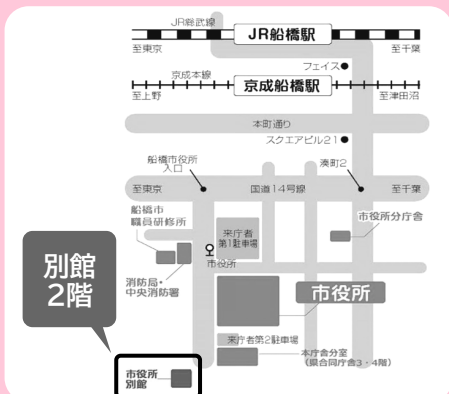
SGマーク、JCFマーク、CEマーク(EN1078)、GSマーク、CPSCマーク(CPSC1203)の5種類の安全基準のうち、いずれかを満たした自転車乗車用ヘルメットが補助の対象です。

△ 通販サイトの商品詳細や購入明細は、「安全基準の認証が確認できるもの」に利用できません。

受付窓口

船橋市役所 別館2階

平日(土日祝・年末年始を除く) 午前9時から午後5時



安全認証マークについて

添付書類⑤「自転車ヘルメットの安全基準の認証が確認できるもの(安全認証マーク)」は、ヘルメットの内側や外側にあります。以下のように写真を撮って提出してください。

安全認証マークの写真の例

